

中学校社会科歴史的分野学習指導案 (1 限)

授業者

クラス 1 年 B 組 (男子 21 名、女子 21 名)

場所 社会科教室

1. 単元 「律令国家・唐」

2. 単元のとらえ方

唐王朝の安定の基礎は、「国家による農村の把握」にあったのであり、そのための制度が律令体制であった。律令体制下での厳しい徴税と兵役による農民の収奪こそが、都・長安の繁栄を支えたのである。しかし、8 C 半ば以降、均田農民の逃亡や徴兵忌避などにより、唐王朝は土地制度・税制・軍制の土台たる公地公民制を変更せざるをえなくなり、律令制度は地方より崩壊を始めた。王朝内では税収が減少する一方で、広大な私有地（荘園）と多数の私兵（募兵）が発生し、国家はそれに対する新たな対応を迫られることになったのである。「国家による農村の把握」ができなくなった時が、まさに唐王朝の衰退の時だったのである。

本単元は、社会史的アプローチにより、人口統計や戸籍簿などの統計型資料群および詩や証言などの生活文化型資料群に基づいて当時の農民たちの日常生活状況や彼らの心情を再構成し、その特質から上記の唐の盛衰の政治軍事的・財政的・社会的要因を説明していくように構成する。

3. 単元計画

「都・長安の繁栄」 (1 時間)

「均田農民の明と暗」 (1 時間) 本時

「唐王朝の夕暮れ」 (1 時間)

合計 3 時間構成

4. 本時の主題 「均田農民の明と暗」

5. 本時の到達目標 (知識目標)

8 C 半ば以降の唐の衰退の政治軍事的・財政的・社会的要因を説明できる。

- ① 8 C 半ば以降の唐の人口減少の原因は、戦乱による戦死者の増大に加えて、徴税や兵役の重荷から農村では逃亡や偽籍が横行し、国家が把握する人口が減じたことにある。
- ② 唐衰退の政治軍事的要因は、国家が把握する人口が減じ、そのことにより国民皆兵に基づく兵制が崩壊したことにある。
- ③ 唐衰退の財政的要因は、国家が把握する人口が減じたことにより税収が減じたことにある。
- ④ 唐衰退の社会的要因は、均田農民が分解し、成長した新興地主層が農村支配の中心になったことにある。

6. 教授資料出典

- ① 宮崎市定『大唐帝国』河出書房新社、1993、p.373および『新詳世界史図説』浜島書店、1993、p.54より授業者作成
- ② 宮崎前掲書、1993、p.373
- ③ 小山理久「中国人口と世界史」(島根県立大田高等学校編『研究紀要』1992年度、pp.13-14)より授業者作成
- ④ 小山前掲論文、pp.13-14より授業者作成
- ⑤ 以下の文献に基づいて授業者作成
 - ・大澤正昭「唐代華北における主穀生産と経営」
 - ・堀敏一「均田制と租庸調制の展開」(『岩波講座・世界歴史第5巻』、1970)
 - ・三上次男編『世界史大系3-東アジア』誠文堂新光社、1958、pp.194-239
 - ・宮崎前掲書、1993、pp.361-370
- ⑥ 小野忍、小山正孝編訳『唐代詩集』平凡社
- ⑦ 『旧唐書』巻118「楊炎伝」より授業者作成
- ⑧ 松井秀一「両税法の成立とその展開」(『岩波講座・世界歴史第6巻』、1971) p.204より授業者作成

6. 授業展開過程

教師の指示・発問	教授・学習活動	提示資料	学習内容
唐時代の人口の推移からどのようなことが言えるか。 なぜ、8C半ばより唐の人口は減少・停滞していったのか。	T. 発問する P. 答える	①	・754年～764年の11年間に唐の人口は激減した。 ・764年以降、人口は停滞している。 ○唐の統一による安定した社会状態が人口の増加をもたらしたが、8C半ばより唐の社会状態は動揺の時期に入ってきたのではないかと。
・予想してみよう。 戦争の終結後も唐の人口が停滞しているのは、なぜか。 農村で生活していた2つの家族についての戸籍を比較してみよう。どんなことに気付きますか。 なぜ、AとBは対照的な家族構成になっていったのか。 なぜ、Bには逃亡者が多いのか。 ・AとBとの決定的な違いはなにか。 ・Bにとって徴税や兵役はどれほどの負担だったのか。 AとBの負担の違いを数値化してみよう。 Bの家族はどこへ逃げ、どうやって暮らしをたてていこうとするのか。 Aのような有力農家は農村でどのような行動をとったか。	T. 発問する P. 答える T. 発問する P. 答える P. 予想する T. 説明する T. 発問する P. 答える T. 指示する P. 数量計算する T. 発問する P. 答える T. 発問する P. 答える	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	・戦争(安史の乱)により、多数が戦死したのではないかと。 ・Aの家族数は安定しているのに、Bの家族数は年々減少している。 ・Bは逃亡によって家族数が減少した。 ・Aは課税を免除されているのに対して、Bは徴税の対象となっている。 ・租庸調課税を地元での労役による拘束日数に換算すると年間139日 ・租庸調を銭に換算すると銭2500文で、Bにはその負担能力がない ・兵役は費用自弁で、3年に1回の割合で1年間拘束された。 ・口分田100畝の支給といっているが実際には給田が十分行われていない。 ○Bの家族は徴税や兵役の重荷に耐えかねて逃亡した。 ○8C半ば以降、逃亡戸の増大は全国的な傾向であった。 ・Aのような有力農家のもとに逃げこんで、農業労働者として働く。 ・都市へ入り込んでいく。 ・Bのような没落した農家の農地を手に入れ地主となり、労働力を雇入れて耕作させる。
なぜ、8C半ば以降、唐の人口は減少・停滞していったのか。 農村では、AとBのように均田農民の分解がすすんでいることが分かった。このことは、国家にどのような影響を与えられようか。モデルを利用して説明しなさい。	T. 発問する P. 答える T. 発問する P. 答える	⑨	○戦争による戦死者の増大に代わって、徴税や兵役の重荷から農民の逃亡が相次ぎ、国家の税源となる人口が減少した。 ○私有地の増大により公地公民制はくずれ、均田制を維持できなくなる。 ○税制がくずれ、国家の税収入が減少する。 ○兵員数の減少により、軍事力が低下する。 ○農村では国に代わって、地主が支配の中心になっていく。

〔主要教材〕「中学社会―歴史的分野」日本書籍、「世紀別歴史資料―広島県版」とうほう、歴史学習プリント（自作）（15）～（17）

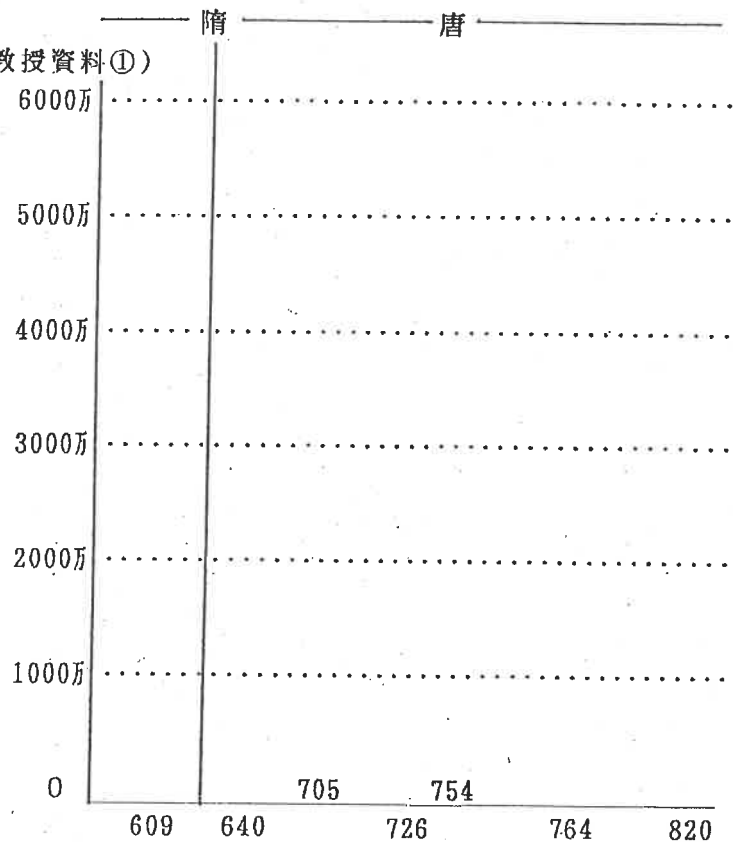
〔提示資料〕 ①隋・唐の人口統計 ②安史の乱の事情 ③敦煌県戸籍 ④家族構成の推移 ⑤唐時代の税負担 ⑥唐詩「兵車行」 ⑦農村の実態 ⑧唐時代の戸数の変動 ⑨唐の国家能力の基本構造

歴史学習プリント（15）

1. 隋・唐時代の人口統計表から人口折線グラフを作成してみよう。

隋・唐の人口（単位：万人）（教授資料①）
（万単位を四捨五入し、千以下は省略してある）

王朝	年号	人数
隋	609	4600
	640ごろ	1500
唐	705	3710
	726	4140
	754	5290
	764	1690
	820	1570



問. グラフからどのようなことに気付くか。また、結果に対する原因を予想しなさい。

2. 755年～763年の唐の大乱に関する歴史家の説明（②）

あんろくさん し し めい

唐の武将・安禄山と史思明を中心とする9年にもおよぶ反乱は、洛陽を破壊し、都・長安も危機におとし入れた。皇帝・玄宗は都をすて、四川にのがれ難をまぬがれた。唐は異民族ウイグルの応援を受け、763年にようやく乱をしずめることができたが、天下の荒廃はいちじるしかった。その翌年の人口統計は、次のような結果を示している。

戸数 2,933,125 人口 16,920,388

それにしても、これは10年前の中国人口の3分の1にも満たない。いくら戦乱が激しかったとはいえ、これほど多くの人民が死亡したとはどうしても考えられない。

3. 私たちの研究課題

歴史学習プリント (16)

4. 唐の時代、敦煌^{とんこう}県に生活した2つの家族のゆくえ (③)

敦煌は、都・長安から離れること約1600km

760年当時の戸籍によると・・・・・・・・・・

A. 索^{さく}さん一家

B. 安^{あん}さん一家

戸主：索思礼^{さくしれい} 65才
母：汜^{はん} 89才
妻：葉^{よう} 59才
息子：遊鸞^{ゆうらん} 37才
鸞の妻：張^{ちよう} 38才
鸞の息子：齊岳^{せいがく} 12才
奴：羅漢^{らかん} 46才
奴：富^ふ 29才
奴：安安^{あんあん} 53才
婢：賓^{ひん} 29才

すでに受領している土地は

243畝

(内訳は、口分田167畝

永業田 40畝

勲田^{くんでん} 19畝

買田^{ばいでん} 14畝

宅地 3畝)

思礼が従軍した時の戦功により

勲田と官位の授与と以後の課税

を免除する。官位に対しての

5911畝の土地を順次支給する

戸主：安大忠^{あんだいちゆう} 26才
母：屈^{くつ} 47才
弟：金荀^{きんじゆん} 16才
妹：桃花^{とうか} 23才
妹：胡胡^{ここ} 20才
妹：妃妃^{きき} 21才
妹：仙仙^{せんせん} 12才
亡おじの妻：張^{ちよう} 37才
亡おじ欽^{きん}の妻：張 44才

すでに受領している土地は

33畝

(受ける権利のある68畝は未配給)

(内訳は、口分田12畝

永業田20畝

宅地 1畝)

租税を納めなければならない戸

A・B2つの家族の人数構成の変化 (④)

年号	家族	男子人数	女子人数	総人数
760	A	6	4	10
	B	2	7	9
761	A	5	4	9
	B	2	7	9
766	A	5	3	8
	B	1	6	7
767	A	5	3	8
	B	1	0	1
769	A	5	3	8
	B	1	0	1

問. AとBが対照的な家族構成になったのは、なぜだろうか。予想してみよう。

5. 安さん一家の家計を調べてみよう。(⑤)

敦煌あたりの小農民の標準的な年間穀物生産量は、1畝あたり1石であったと言われる。とすると、安さん一家の年間収穫量は()石
8世紀半ばのころ、市場では穀物1石が錢200文で取引されていたと言うから、安さん一家の年間総収入は、錢()文

この収入で安さん一家は1年間生活していかなければならないが、.....

まず、家族の食糧分だが、1日に3回の食事で家族1人が日本の2合食べるのが標準だったと言われるから、1人1ヵ月で穀物を日本の6升消費する。唐時代の1升は、いまの日本の約0.3升だから、当時の家族1人の1ヵ月の穀物消費量は、()升である。安さん一家は全部で9人だから、年間に()石の穀物を食糧として消費することになる。

また、次の年の種もみはどうしてもとっておかなければならない。
種もみは、1畝あたり4升必要とされたから、安さんにとって必要な種もみ用の穀物は、()石である。

食糧分と種もみ分の穀物を差し引くと、
残りは()石、錢にして()文になった。

さて、安さんはこの中から税を国家に納めなければならない。ここで安さんは税をどのような方法で納めようかと思案した。

税の納め方には、3つの方法がある。①物納 ②労役 ③錢納の3つである。

①の場合には、.....

租として穀物2石(約60kg)、庸として絹6丈(約54m×18m)、調として絹2丈(約54m×6m)と綿3両(約112g)。

②の場合には、.....

租庸調は、中央での労役50日に等しい。中央での労役50日は、地元での雑徭(ぞうよう)100日に等しい。

③の場合には、.....

租庸調は、中央での労役50日を1日の賃金錢50文として錢2500文に等しい。

安さんは、思案の末に()の方法を選んだのだが、残りの収入で、塩・大豆・衣服・農具・家畜の飼料など生活必需品を求めなければならない。

とすると安さんの家計の状況は、.....

()

安さんには、租庸調のほかに、地元での雑徭39日と3年に1回の割合で1年間、都や辺境で兵役を果たさねばならなかった。いったん戦争にでもなれば、兵士の苦労は大変なものであった。詩人・杜甫とは次のように詠じている。

杜甫「兵車行」(⑥)

がらがらという車輪の音、兵馬のひんひんとなく声。
戦いに行く者は、弓と矢をめいめいの腰に帯びている。
父も母も妻も子も、足早に行きながら彼らを見送っている。
立ちのぼる土煙にかくれて、威風凛々もみえないほどだ。
衣をひっぱり、足ずりをして、彼らの行く道をささぎって泣く。
泣き声は、そのまま大空にまでとどくほどだ。
国境のあたりは、流れる血が海水のようになっているのに、.....
天子の國土をひろげたい気持は、とどまるどころがないのです。
みんな言っているではありませんか。
國家の山東地方二百川のどの村もどの村も、雑草が生え茂っていると。
まして、陝西の兵士は苦戦に臨みぬくというので、.....
追いつてられて、まるで犬やにわたりなのです。
ほんとにわかりました。
男の子を生むのが悪くて、かえって女の子を生んだ方がましだということが、.....
女の子は、まだしも近所に嫁にやれますが、
男の子は、雑草のように土中にうまって朽ち果てるのです。
ごらんなさい。青海のあたりには、ずっと昔から白骨がちらばっていて、.....
新しい亡者はもたえ苦しみ、古い亡者は泣き叫び、.....
空くらく雨のしとしととふる中で、その声がひびいてくるのです。

4. 律令制のもとでの人々の暮らし

新しい制度のもとで、私たちはどのくらい土地をもらえるのだろうか？

役人は、6歳になったかどうか、どうやってわかったのか？

6歳以上の男子は2段(約23a)、同じく女子はその3分の2があたえられますが、死亡したときは国へ返してください。田をあたえられたら、租として、1段あたり2束2把(約10kg)の米をおさめなければなりません。

律令制のもとで、人々(公民)に土地(公地)をあたええる制度である班田収授法が定められました。6年ごとに作成される戸籍にもとづいて、戸とよばれる家族ごとに口分田があたえられました。土地をあたえられた農民には、税や労役など多くの負担が課されました。税は、租・調・庸の三つからなっていました。租は稲の収穫の約3%をおさめるもので、それほど重い負担ではありませんが、調(特産物)と庸(布)の品は、自分たちで都まで運ばなければならず、その負担はたいへん重いものでした。兵士として国の守りにつく兵役や農民に強制的に種もみを貸しつけ、高い利息をとる制度もありました。こうした重すぎる庸・調や労役の負担からのがれるため、戸籍の性別や年齢をいつわることや、居住地から逃亡する家族も多くいました。そのため、耕作する人がいなくなり、あられはてた土地もふえていきました。

「防人」となった兵士のうた (万葉集巻二十より抜粋)

防人に行くは誰が背と問う人を
見るが羨しさ 物思もせず
(防人の妻の歌)

置きてそ来ぬや 母なしにして
(防人の歌)

〈衣の裾に取りついて泣く子どもたちを置いてきてしまった。私の子どもには母親はいないのに。〉

〈こんど防人に行くのはどなたのご主人かしらと、人にたずねている人を見ると本当にうらやましいことです。その人はあれこれと思いやむこともないのですもの。〉

戸主 主 戸部 乃 母 曾 年 肆 拾 玖 歳 正 丁 課 戸
母 高 麗 部 伊 志 實 年 肆 拾 肆 歳 妻 女 課 戸
(21) 66 21 歳 以上 60 歳 以下 の 女 性
(22) 66 21 歳 以上 60 歳 以下 の 男 性

▲①戸籍(奈良県、正倉院文書) これは702(大雲)2)年の京前国(福岡県)の戸籍の一部です。戸籍は、姓氏や身分を確認し、口分田をあたえたり、税や兵役を課したりするのに用いられました。

調を都に運んできた漁師の話
私、玉作部忍勝は、駿河(静岡県)の漁師です。調庸の運び役として同郷の者たちとともに、国司様に引率されて東海道を歩いて都へやってきました。調庸は毎年11月末までに都へ納入しなければならので、調のかつおを加工して都まで運びました。途中の食料は自分の負担なので、たいへんです。途中で餓死する者もいると聞いています。

▲②駿河国駿河郡からかつおを調として出したことを記す木簡(平城京出土)

天平七年十月二節
駿河国駿河郡相原郷小林里王玉作部忍勝調魚七連二節

役人は、各地方からもちらされる特産物を木簡に記録したんだ。上の木簡の地名をこの地図で確認してみよう。

←③古代の行政区分と都までかかる日数

こうしておさめられた品物は、その後何に使われたの？

▲④奈良の貴族の食卓(奈良国立文化財研究所蔵) 貴族たちが宴会で食べたあわびやかつおなど食初(はつめ)の多くは、全国から集められた理物の珍や、農民たちなどがあめめた調庸などによってまかなわれていました。

2段はどのくらいの広さでしょうか。25m×13mのプール○個分、教室○個分など、身近なもの大きさを比較してみましょう。

授業のあとでやってみよう

2段はどのくらいの広さでしょうか。25m×13mのプール○個分、教室○個分など、身近なもの大きさを比較してみましょう。